

ID: 282-2

担当部署: 総合政策部 スポーツ・合宿推進課

処分の概要	使用料の後納承認		
例 規 名 根 拠 条 項	なよろ健康の森条例 第16条第2項において読み替える場合の第13条第2項ただし書		
例 規 番 号	平成18年条例第150号		
【根拠条文】 (利用料金) 第13条 利用料金は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。ただし、利用料金の算出において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。 2 利用者は、前項の規定による利用料金をあらかじめ指定管理者に納入しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。 3 市長は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年8月15日	最終変更年月日	令和4年7月29日